

○厚生労働省告示第八十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月二十三日

厚生労働大臣 田村 憲久

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

(児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第二十条 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前																
<p>一 指定通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児通所給付費等単位数表第1（1の注7を除く。）、第3、第4及び第5により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1（1の注7に限る。）により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>二 （略）</p> <p>別表 障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）</p> <p><u>(1) 医療的ケア区分3（次の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、32点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）</u></p> <table border="1" data-bbox="313 1244 1108 1401"> <tr> <td>（一）<u>利用定員が30人以下の場合</u></td> <td><u>3,086単位</u></td> </tr> <tr> <td>（二）<u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u></td> <td><u>3,005単位</u></td> </tr> <tr> <td>（三）<u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u></td> <td><u>2,930単位</u></td> </tr> <tr> <td>（四）<u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u></td> <td><u>2,859単位</u></td> </tr> </table>	（一） <u>利用定員が30人以下の場合</u>	<u>3,086単位</u>	（二） <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>3,005単位</u>	（三） <u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>2,930単位</u>	（四） <u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>2,859単位</u>	<p>一 指定通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児通所給付費単位数表第1（1の注7を除く。）、第3、第4及び第5により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1（1の注7に限る。）により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>二 （略）</p> <p>別表 障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。） （新設）</p> <table border="1" data-bbox="1209 1244 2033 1401"> <tr> <td>(1) 利用定員が30人以下の場合</td> <td>1,085単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合</td> <td>1,004単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合</td> <td>929単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 利用定員が51人以上60人以下の場合</td> <td>858単位</td> </tr> </table>	(1) 利用定員が30人以下の場合	1,085単位	(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,004単位	(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合	929単位	(4) 利用定員が51人以上60人以下の場合	858単位
（一） <u>利用定員が30人以下の場合</u>	<u>3,086単位</u>																
（二） <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>3,005単位</u>																
（三） <u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>2,930単位</u>																
（四） <u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>2,859単位</u>																
(1) 利用定員が30人以下の場合	1,085単位																
(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,004単位																
(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合	929単位																
(4) 利用定員が51人以上60人以下の場合	858単位																

(五) <u>利用定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>2,830単位</u>	(5) <u>利用定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>829単位</u>
(六) <u>利用定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>2,804単位</u>	(6) <u>利用定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>803単位</u>
(七) <u>利用定員が81人以上の場合</u>	<u>2,778単位</u>	(7) <u>利用定員が81人以上の場合</u>	<u>777単位</u>
(2) <u>医療的ケア区分2（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）</u>		(新設)	
(一) <u>利用定員が30人以下の場合</u>	<u>2,086単位</u>		
(二) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>2,005単位</u>		
(三) <u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>1,930単位</u>		
(四) <u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>1,859単位</u>		
(五) <u>利用定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>1,830単位</u>		
(六) <u>利用定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>1,804単位</u>		
(七) <u>利用定員が81人以上の場合</u>	<u>1,778単位</u>		
(3) <u>医療的ケア区分1（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、3点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）</u>		(新設)	
(一) <u>利用定員が30人以下の場合</u>	<u>1,753単位</u>		
(二) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>1,672単位</u>		
(三) <u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>1,597単位</u>		
(四) <u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>1,526単位</u>		
(五) <u>利用定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>1,497単位</u>		
(六) <u>利用定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>1,471単位</u>		
(七) <u>利用定員が81人以上の場合</u>	<u>1,445単位</u>		
(4) <u>(1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合</u>		(新設)	
(一) <u>利用定員が30人以下の場合</u>	<u>1,086単位</u>		
(二) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>1,005単位</u>		
(三) <u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>930単位</u>		

(四) <u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>859単位</u>
(五) <u>利用定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>830単位</u>
(六) <u>利用定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>804単位</u>
(七) <u>利用定員が81人以上の場合</u>	<u>778単位</u>
ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) <u>医療的ケア区分3</u>	
(一) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>3,384単位</u>
(二) <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>3,191単位</u>
(三) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>3,075単位</u>
(四) <u>利用定員が41人以上の場合</u>	<u>2,975単位</u>
(2) <u>医療的ケア区分2</u>	
(一) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>2,384単位</u>
(二) <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>2,191単位</u>
(三) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>2,075単位</u>
(四) <u>利用定員が41人以上の場合</u>	<u>1,975単位</u>
(3) <u>医療的ケア区分1</u>	
(一) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>2,051単位</u>
(二) <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>1,858単位</u>
(三) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>1,742単位</u>
(四) <u>利用定員が41人以上の場合</u>	<u>1,642単位</u>
(4) <u>(1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合</u>	
(一) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>1,384単位</u>
(二) <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>1,191単位</u>
(三) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>1,075単位</u>
(四) <u>利用定員が41人以上の場合</u>	<u>975単位</u>
ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) <u>利用定員が15人以下の場合</u>	<u>1,331単位</u>
(2) <u>利用定員が16人以上20人以下の場合</u>	<u>1,040単位</u>

ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(新設)	
(1) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>1,383単位</u>
(2) <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>1,190単位</u>
(3) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>1,074単位</u>
(4) <u>利用定員が41人以上の場合</u>	<u>974単位</u>
(新設)	
(新設)	
(新設)	
ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) <u>利用定員が15人以下の場合</u>	<u>1,330単位</u>
(2) <u>利用定員が16人以上20人以下の場合</u>	<u>1,039単位</u>

(3) 利用定員が21人以上の場合	<u>924単位</u>
ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	
(1) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(一) <u>医療的ケア区分3</u>	
a <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>2,885単位</u>
b <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>2,613単位</u>
c <u>利用定員が21人以上の場合</u>	<u>2,486単位</u>
(二) <u>医療的ケア区分2</u>	
a <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>1,885単位</u>
b <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>1,613単位</u>
c <u>利用定員が21人以上の場合</u>	<u>1,486単位</u>
(三) <u>医療的ケア区分1</u>	
a <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>1,552単位</u>
b <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>1,280単位</u>
c <u>利用定員が21人以上の場合</u>	<u>1,153単位</u>
(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合	
a <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>885単位</u>
b <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>613単位</u>
c <u>利用定員が21人以上の場合</u>	<u>486単位</u>
(2) (1)以外の場合	
(一) <u>医療的ケア区分3</u>	
a <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>2,754単位</u>
b <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>2,513単位</u>
c <u>利用定員が21人以上の場合</u>	<u>2,404単位</u>
(二) <u>医療的ケア区分2</u>	
a <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>1,754単位</u>

(3) 利用定員が21人以上の場合	<u>923単位</u>
ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	
(1) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(新設)	
(一) <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>830単位</u>
(二) <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>559単位</u>
(三) <u>利用定員が21人以上の場合</u>	<u>435単位</u>
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(2) (1)以外の場合	
(新設)	
(一) <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>706単位</u>
(二) <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>467単位</u>
(三) <u>利用定員が21人以上の場合</u>	<u>361単位</u>
(新設)	

- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,513単位
- c 利用定員が21人以上の場合 1,404単位

(三) 医療的ケア区分1

(新設)

- a 利用定員が10人以下の場合 1,421単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,180単位
- c 利用定員が21人以上の場合 1,071単位

(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

(新設)

- a 利用定員が10人以下の場合 754単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 513単位
- c 利用定員が21人以上の場合 404単位

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

- (1) 利用定員が5人の場合 2,098単位
- (2) 利用定員が6人の場合 1,757単位
- (3) 利用定員が7人の場合 1,511単位
- (4) 利用定員が8人の場合 1,326単位
- (5) 利用定員が9人の場合 1,184単位
- (6) 利用定員が10人の場合 1,069単位
- (7) 利用定員が11人以上の場合 837単位

- (1) 利用定員が5人の場合 2,096単位
- (2) 利用定員が6人の場合 1,755単位
- (3) 利用定員が7人の場合 1,509単位
- (4) 利用定員が8人の場合 1,325単位
- (5) 利用定員が9人の場合 1,183単位
- (6) 利用定員が10人の場合 1,068単位
- (7) 利用定員が11人以上の場合 836単位

へ 共生型児童発達支援給付費 591単位

へ 共生型児童発達支援給付費 562単位

- ト 基準該当児童発達支援給付費
- (1) 基準該当児童発達支援給付費(I) 701単位
- (2) 基準該当児童発達支援給付費(II) 591単位

- ト 基準該当児童発達支援給付費
- (1) 基準該当児童発達支援給付費(I) 667単位
- (2) 基準該当児童発達支援給付費(II) 562単位

(新設)

項目	細項目	基本スコ ア	見守りスコ ア		
			高	中	低

1. 人工呼吸器（ 鼻マスク式補助 換気法、ハイフ ローセラピー、 間歇的陽圧吸入 法、排痰補助装 置及び高頻度胸 壁振動装置を含 む。）の管理	10	2	1	0
2. 気管切開の管 理	8	2		0
3. 鼻咽頭エアウ エイの管理	5	1		0
4. 酸素療法	8	1		0
5. 吸引（口鼻腔 又は気管内吸引 に限る。）	8	1		0
6. ネブライザー の管理	3	0		
7. 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃 瘻、経鼻腸管、 経胃瘻腸管、腸 瘻又は食道瘻	8	2	0
	(2) 持続経管注入	3	1	0

	ポンプ使用			
8. <u>中心静脈カテ ーテルの管理（ 中心静脈栄養、 肺高血圧症治療 薬、麻薬等）</u>		<u>8</u>	<u>2</u>	<u>0</u>
9. <u>皮下注射</u>	(1) <u>皮下注射（イ ンスリン、麻薬 等の注射を含む 。）</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>0</u>
	(2) <u>持続皮下注射 ポンプの使用</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>0</u>
10. <u>血糖測定（持 続血糖測定器に よる血糖測定を 含む。）</u>		<u>3</u>	<u>1</u>	<u>0</u>
11. <u>継続的な透析 （血液透析、腹 膜透析等）</u>		<u>8</u>	<u>2</u>	<u>0</u>
12. <u>導尿</u>	(1) <u>間欠的導尿</u>	<u>5</u>	<u>0</u>	
	(2) <u>持続的導尿（ 尿道留置カテー テル、膀胱瘻、 腎瘻又は尿路ス</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>0</u>

	トーマ)			
13. 排便管理	(1) 消化管ストーマの使用	5	1	0
	(2) 摘便又は洗腸	5	0	
	(3) 浣腸 ^{かん}	3	0	
14. 痙攣 ^{けいれん} 時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置		3	2	0
(注) 「13. 排便管理」における「(3) 浣腸 ^{かん} 」は、市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器（挿入部の長さがおおむね5センチメートル以上6センチメートル以下のものであって、グリセリンの濃度が50%程度であり、かつ、容量が、成人を対象とする場合にあってはおおむね40グラム以下、6歳以上12歳未満の小児を対象とする場合にあってはおおむね20グラム以下、1歳以上6歳未満の幼児を対象とする場合にあってはおおむね10グラム以下、0歳の乳児を対象とする場合にあってはおおむね5グラム以下のものをいう。）を用いて浣腸を施す場合を除く。				

注1 イからハマまでについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1

注1 イからハマまでについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1

項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第5条第5項及び第6条第7項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）において、指定児童発達支援（指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、障害児の障害種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に
応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター（法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 ニ又はホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に
応じ、1日につき所定単位数を算定する。

（削る）

2の2・2の3 （略）

3・4 （略）

5 指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の提供に当

項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第5条第4項及び第6条第5項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）において、指定児童発達支援（指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に
応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター（法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 ニ又はホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に
応じ、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に
応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 利用定員が10人以下の場合 12単位

ロ 利用定員が11人以上20人以下の場合 8単位

ハ 利用定員が21人以上の場合 6単位

2の3・2の4 （略）

3・4 （略）

5 指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の提供に当

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1（指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間以上）

(一) 医療的ケア区分3

- a 利用定員が10人以下の場合 2,604単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 2,402単位
- c 利用定員が21人以上の場合 2,302単位

(二) 医療的ケア区分2

- a 利用定員が10人以下の場合 1,604単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,402単位
- c 利用定員が21人以上の場合 1,302単位

(三) 医療的ケア区分1

- a 利用定員が10人以下の場合 1,271単位

ては、算定しない。

12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1の1

(新設)

- (一) 利用定員が10人以下の場合 660単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 443単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 333単位

(新設)

(新設)

b	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,069単位			
c	利用定員が21人以上の場合	969単位			
(四)	(一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合		(新設)		
a	利用定員が10人以下の場合	604単位			
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	402単位			
c	利用定員が21人以上の場合	302単位			
(2)	区分2 (指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満)		(2)	区分1の2	
(一)	医療的ケア区分3		(新設)		
a	利用定員が10人以下の場合	2,591単位	(一)	利用定員が10人以下の場合	649単位
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	2,393単位	(二)	利用定員が11人以上20人以下の場合	433単位
c	利用定員が21人以上の場合	2,295単位	(三)	利用定員が21人以上の場合	326単位
(二)	医療的ケア区分2		(新設)		
a	利用定員が10人以下の場合	1,591単位			
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,393単位			
c	利用定員が21人以上の場合	1,295単位			
(三)	医療的ケア区分1		(新設)		
a	利用定員が10人以下の場合	1,258単位			
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,060単位			
c	利用定員が21人以上の場合	962単位			
(四)	(一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合		(新設)		
a	利用定員が10人以下の場合	591単位			
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	393単位			
c	利用定員が21人以上の場合	295単位			
(削る)			(3)	区分2の1	
			(一)	利用定員が10人以下の場合	612単位
			(二)	利用定員が11人以上20人以下の場合	407単位
			(三)	利用定員が21人以上の場合	306単位
(削る)			(4)	区分2の2	

ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 医療的ケア区分3

- (一) 利用定員が10人以下の場合 2,721単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 2,480単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 2,372単位

(2) 医療的ケア区分2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 1,721単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,480単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 1,372単位

(3) 医療的ケア区分1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 1,388単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,147単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 1,039単位

(4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合

- (一) 利用定員が10人以下の場合 721単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 480単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 372単位

ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1) 授業の終了後に行う場合

- (一) 利用定員が5人の場合 1,756単位
- (二) 利用定員が6人の場合 1,467単位
- (三) 利用定員が7人の場合 1,263単位
- (四) 利用定員が8人の場合 1,108単位
- (五) 利用定員が9人の場合 989単位
- (六) 利用定員が10人の場合 893単位

(一) 利用定員が10人以下の場合 599単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 398単位

(三) 利用定員が21人以上の場合 299単位

ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 792単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 532単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 412単位

(2) 区分2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 730単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 486単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 376単位

(新設)

(新設)

ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1) 授業の終了後に行う場合

- (一) 利用定員が5人の場合 1,754単位
- (二) 利用定員が6人の場合 1,466単位
- (三) 利用定員が7人の場合 1,262単位
- (四) 利用定員が8人の場合 1,107単位
- (五) 利用定員が9人の場合 988単位
- (六) 利用定員が10人の場合 892単位

(七) 利用定員が11人以上の場合	<u>686単位</u>
(2) 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	<u>2,038単位</u>
(二) 利用定員が6人の場合	<u>1,706単位</u>
(三) 利用定員が7人の場合	<u>1,466単位</u>
(四) 利用定員が8人の場合	<u>1,288単位</u>
(五) 利用定員が9人の場合	<u>1,150単位</u>
(六) 利用定員が10人の場合	<u>1,039単位</u>
(七) 利用定員が11人以上の場合	<u>810単位</u>
ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	
(1) 授業の終了後に行う場合	<u>426単位</u>
(2) 休業日に行う場合	<u>549単位</u>
ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	
(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>529単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>652単位</u>
(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(II)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>426単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>549単位</u>
注1 イ及びハの(1)については、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）に就学している障害児（以下「就学児」という。）に対し、授業終了後に、指定放課後等デイサービスの単位（指定通所基準第66条第5項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）（イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。）において指定放課後等デイサービス（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。	

(七) 利用定員が11人以上の場合	<u>685単位</u>
(2) 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	<u>2,036単位</u>
(二) 利用定員が6人の場合	<u>1,704単位</u>
(三) 利用定員が7人の場合	<u>1,465単位</u>
(四) 利用定員が8人の場合	<u>1,287単位</u>
(五) 利用定員が9人の場合	<u>1,149単位</u>
(六) 利用定員が10人の場合	<u>1,038単位</u>
(七) 利用定員が11人以上の場合	<u>809単位</u>
ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	
(1) 授業の終了後に行う場合	<u>429単位</u>
(2) 休業日に行う場合	<u>554単位</u>
ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	
(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>533単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>658単位</u>
(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(II)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>429単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>554単位</u>
注1 イ及びハの(1)については、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）に就学している障害児（以下「就学児」という。）に対し、授業終了後に、指定放課後等デイサービスの単位（指定通所基準第66条第4項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）（イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。）において指定放課後等デイサービス（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。	